

2024年3月吉日

お客様各位

豊田信用金庫

## 預金規定の一部改正のお知らせ

平素より、豊田信用金庫をご利用いただきありがとうございます。

今般、預金規定の内容を見直し、一部改正を行います。なお、今般の改正は、誤表記の修正等を行うものであり、お客様のお取引に影響する取扱内容の変更等はございません。

また、改正後の預金規定は改正日以降、当金庫ホームページにて閲覧いただけます。当金庫ホームページの閲覧が困難な方は、書面にてお渡しいたしますので、窓口までお申し出ください。

### 1. 改正日

2024年4月1日

### 2. 改正する預金規定

- (1) 普通預金規定（決済用普通預金を含む）
- (2) 貯蓄預金規定
- (3) 納税準備預金規定
- (4) 自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）
- (5) 自由金利型定期預金規定（大口定期預金）
- (6) 期日指定定期預金規定
- (7) 変動金利定期預金規定
- (8) 定額複利預金規定
- (9) 定期積金（スーパー積金）規定

### 3. 改正内容

- (1) 過去の改定時において、条項の追加がなされ、後位の条番号や項番号が繰下げとなったにもかかわらず、文中の参照する条項番号の見直しがされなかったことにより、参照元の条項番号と参照先の文中で指し示す条項番号が不一致となっていることを修正します。
- (2) 2020年4月の民法改正に合わせて廃止された「普通預金（決済用普通預金を含む）、貯蓄預金、納税準備預金、通知預金共通規定」の文言が一部規定に残っていたため削除します。
- (3) 表記の揺れを統一します。

### 4. 改正内容

別紙のとおり、改正を行います。

### 5. お問い合わせ

豊田信用金庫 営業統括部

【電話番号】0565-36-1380

【受付時間】月曜日～金曜日 9:00～17:00（土日祝日、12月31日～1月3日を除く）

以上

《普通預金規定（決済用普通預金を含む）》

改正前	改正後	備考
<p><b>5. (預金の払戻し)</b></p> <p>(2)前項の定める記名押印は、個人である預金者本人による手続きの場合に限り、当金庫が認めたときは、本人の署名によってこれを替えることができます。</p> <p>(3)前2項の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。</p>	<p><b>5. (預金の払戻し)</b></p> <p>(2)前項に定める記名押印は、個人である預金者本人による手続きの場合に限り、当金庫が認めたときは、本人の署名によってこれを替えることができます。</p> <p>(3)前二項の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。</p>	<p>誤字修正</p> <p>表記修正</p>
<p><b>7. (届出事項の変更、通帳、証書の再発行等)</b></p> <p>(1)個人のこの預金の取引において、通帳、証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。</p> <p>(3)個人以外のこの預金の取引において、通帳、証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(4)通帳、証書または印章を失った場合のこの預金の払戻し、元利金の支払い、解約または通帳、証書の再発行は当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおきます。</p> <p>(5)通帳、証書を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。</p>	<p><b>7. (届出事項の変更、通帳の再発行等)</b></p> <p>(1)個人のこの預金の取引において、通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。</p> <p>(3)個人以外のこの預金の取引において、通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(4)通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、元利金の支払い、解約または通帳の再発行は当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおきます。</p> <p>(5)通帳を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。</p>	<p>普通預金に証書は存在しないため削除</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>
<p><b>8. (成年後見人等の届出)</b></p> <p>(3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。</p> <p>(4)前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。</p> <p>(5)前4項の届出の前に、生じた損害については、当金庫は責任を負い生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>	<p><b>8. (成年後見人等の届出)</b></p> <p>(3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前二項と同様に、直ちに書面によって届出てください。</p> <p>(4)前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。</p> <p>(5)前四項の届出の前に、生じた損害については、当金庫は責任を負い生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>	<p>表記修正</p> <p>同上</p> <p>同上</p>
<p><b>9. (印鑑照合等)</b></p> <p>・・・中略・・・</p> <p>なお、個人のこの預金の取引において、預金者は、盗取された通帳、証書を用いて行われた不正な払戻しまたは不正な解約による払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。</p>	<p><b>9. (印鑑照合等)</b></p> <p>・・・中略・・・</p> <p>なお、個人のこの預金の取引において、預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しまたは不正な解約による払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。</p>	<p>普通預金に証書は存在しないため削除</p>
<p><b>10. (盗難通帳、証書による払戻し等)</b></p> <p>(1)個人のこの預金取引において、盗取された通帳、証書を用いて行われた不正な払戻しまたは不正な解約による払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。</p> <p>① 通帳、証書の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること</p> <p>② ・・・略・・・</p> <p>③ ・・・略・・・</p> <p>(3)前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、この通帳、証書が盗取された日（通帳、証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳、証書を用いて行われた不正な預金払戻しまたは不正な解約による払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。</p> <p>(4)第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。</p> <p>① ・・・略・・・</p> <p>② 通帳、証書の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと</p>	<p><b>10. (盗難通帳による払戻し等)</b></p> <p>(1)個人のこの預金取引において、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しまたは不正な解約による払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。</p> <p>① 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること</p> <p>② ・・・略・・・</p> <p>③ ・・・略・・・</p> <p>(3)前二項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、この通帳が盗取された日（通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な預金払戻しまたは不正な解約による払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。</p> <p>(4)第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。</p> <p>① ・・・略・・・</p> <p>② 通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと</p>	<p>普通預金に証書は存在しないため削除</p> <p>表記修正</p> <p>普通預金に証書は存在しないため削除</p> <p>普通預金に証書は存在しないため削除</p>

《普通預金規定（決済用普通預金を含む）》

改正前	改正後	備考
<p>(7)当金庫が第2項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳、<b>証書</b>を用いて不正な払戻しまたは不正な解約による払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。</p>	<p>(7)当金庫が第2項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳を用いて不正な払戻しまたは不正な解約による払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。</p>	<p>普通預金に証書は存在しないため削除</p>
<p><b>11. (譲渡、質入れ等の禁止)</b></p> <p>(1)この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳、<b>証書</b>は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。</p>	<p><b>11. (譲渡、質入れ等の禁止)</b></p> <p>(1)この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。</p>	<p>普通預金に証書は存在しないため削除</p>
<p><b>12. (反社会的勢力との取引拒絶)</b></p> <p>この預金口座は、<b>第8条</b>第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、<b>第8条</b>第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p>	<p><b>12. (反社会的勢力との取引拒絶)</b></p> <p>この預金口座は、<b>第15条</b>第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、<b>第15条</b>第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p>	<p>参照する条項の誤表記訂正</p>
<p><b>13. (手数料の取扱について)</b></p> <p>(4)この預金の取引に関する手数料が改定もしくは新設された場合、当該手数料は当金庫所定の方法により<b>前項と同じく</b>引落しいたします。</p>	<p><b>13. (手数料の取扱について)</b></p> <p>(4)この預金の取引に関する手数料が改定もしくは新設された場合、当該手数料は当金庫所定の方法により引落しいたします。</p>	<p>誤表記訂正</p>
<p><b>14. (取引の制限等)</b></p> <p>(3)前<b>2</b>項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの合理的な説明等にもとづき、取引の一部を制限した事由が解消されたとき当金庫が認める場合、前<b>2</b>項にもとづく当該取引の制限を解除します。</p>	<p><b>14. (取引の制限等)</b></p> <p>(3)前<b>二</b>項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの合理的な説明等にもとづき、取引の一部を制限した事由が解消されたとき当金庫が認める場合、前<b>二</b>項にもとづく当該取引の制限を解除します。</p>	<p>表記修正</p>
<p><b>15. (解約等)</b></p> <p>(2)次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>① ……略…</p> <p>② この預金の預金者が「<b>普通預金(決済用普通預金を含む)貯蓄預金、納税準備預金、通知預金共通規定</b>」<b>第5条1項</b>に違反した場合</p> <p>③ ……略…</p> <p>④ ……略…</p> <p>(3)前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。</p> <p>① ……略…</p> <p>② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</p> <p>A. ……略…</p> <p>F. その他前<b>各号</b>に準ずる者</p> <p>③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の<b>各号</b>に該当する行為をした場合</p> <p>A. ……略…</p> <p>E. その他前<b>各号</b>に準ずる行為</p> <p>(5)前<b>3</b>項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出を求めることがあります。</p>	<p><b>15. (解約等)</b></p> <p>(2)次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>① ……略…</p> <p>② この預金の預金者が<b>第11条第1項</b>に違反した場合</p> <p>③ ……略…</p> <p>④ ……略…</p> <p>(3)前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。</p> <p>① ……略…</p> <p>② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</p> <p>A. ……略…</p> <p>F. その他前<b>記AからE</b>に準ずる者</p> <p>③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の<b>いずれか</b>に該当する行為をした場合</p> <p>A. ……略…</p> <p>E. その他前<b>記AからD</b>に準ずる行為</p> <p>(5)前<b>三</b>項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出を求めることがあります。</p>	<p>参照する規定が廃止済のため削除</p> <p>表記修正</p> <p>表記修正</p>

《普通預金規定（決済用普通預金を含む）》

改正前	改正後	備考
<p><b>17.（保険事故発生時における預金者からの相殺）</b></p> <p>(1) <u>普通預金(決済用普通預金を含みます。)</u>、<u>貯蓄預金および納税準備預金</u>は、当金庫に預金保険法に定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。</p> <p><u>通知預金は、預入日から7日間の据置期間経過前である場合または解約する日の2日前までに通知がない場合であっても、当金庫に預金保険法に定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合にかぎり当該相殺額について期限が到来したもとして、相殺することができます。</u>なお、<u>普通預金(決済用普通預金を含みます。)</u>、<u>貯蓄預金、納税準備預金および通知預金</u>に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。</p> <p>(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。</p> <p>① 相殺通知は書面によるものとします。当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により <u>記名</u> 押印して <u>証書</u>、通帳とともに直ちに当金庫に提出してください。</p> <p>② ……略…</p> <p>③ ……略…</p> <p>④ ……略…</p> <p>(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、つぎのとおりとします。</p> <p>① <u>通知預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。</u></p> <p>② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱については当金庫の定めによるものとします。</p>	<p><b>17.（保険事故発生時における預金者からの相殺）</b></p> <p>(1) <u>この</u>預金は、当金庫に預金保険法に定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。</p> <p>なお、<u>この</u>預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。</p> <p>(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。</p> <p>① 相殺通知は書面によるものとします。当金庫所定の払戻請求書に届出の印章 <u>(または署名)</u> により押印 <u>(または署名)</u> して通帳とともに直ちに当金庫に提出してください。</p> <p>② ……略…</p> <p>③ ……略…</p> <p>④ ……略…</p> <p>(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、つぎのとおりとします。</p> <p>借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱については当金庫の定めによるものとします。</p>	<p>普通預金に関しない事項の記述削除</p> <p>普通預金に証書は存在しないため削除</p> <p>普通預金に関しない事項の記述削除</p>
<p><b>19.（規定の変更）</b></p> <p>(2) 前項による変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p>	<p><b>19.（規定の変更）</b></p> <p>(2) 前項による変更は、公表<u>等</u>の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p>	<p>脱字追加</p>

以上

《貯蓄預金規定》

改正前	改正後	備考
<p><b>5. (預金の払戻し)</b></p> <p>(2)前項の定める記名押印は、個人である預金者本人による手続きの場合に限り、当金庫が認めたときは、本人の署名によってこれを替えることができます。</p> <p>(3)前2項の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。</p>	<p><b>5. (預金の払戻し)</b></p> <p>(2)前項に定める記名押印は、個人である預金者本人による手続きの場合に限り、当金庫が認めたときは、本人の署名によってこれを替えることができます。</p> <p>(3)前二項の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。</p>	<p>誤字修正</p> <p>表記修正</p>
<p><b>8. (届出事項の変更、通帳、証書の再発行等)</b></p> <p>(1)個人のこの預金の取引において、通帳、証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。</p> <p><u>(3)個人以外のこの預金の取引において、通帳、証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</u></p> <p>(4)通帳、証書または印章を失った場合のこの預金の払戻し、元利金の支払い、解約または通帳、証書の再発行は当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおきます。</p> <p>(5)通帳、証書を再発行(汚損等による再発行を含みます。)する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。</p>	<p><b>8. (届出事項の変更、通帳の再発行等)</b></p> <p>(1)通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。</p> <p>削除</p> <p>(3)通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、元利金の支払い、解約または通帳の再発行は当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおきます。</p> <p>(4)通帳を再発行(汚損等による再発行を含みます。)する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。</p>	<p>不要な説明削除</p> <p>貯蓄預金に証書は存在しないため削除</p> <p>不要な説明削除</p> <p>貯蓄預金に証書は存在しないため削除(項番繰上)</p> <p>同上</p> <p>(項番繰上)</p>
<p><b>9. (成年後見人等の届出)</b></p> <p>(3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。</p> <p>(4)前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。</p> <p>(5)前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>	<p><b>9. (成年後見人等の届出)</b></p> <p>(3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前二項と同様に、直ちに書面によって届出てください。</p> <p>(4)前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。</p> <p>(5)前四項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>	<p>表記修正</p> <p>同上</p> <p>同上</p>
<p><b>10. (印鑑照合等)</b></p> <p>・・・中略・・・</p> <p>なお、<u>個人のこの預金の取引において</u>、預金者は、盗取された通帳、証書を用いて行われた不正な払戻しまたは不正な解約による払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。</p>	<p><b>10. (印鑑照合等)</b></p> <p>・・・中略・・・</p> <p>なお、預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しまたは不正な解約による払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。</p>	<p>不要な説明削除</p> <p>貯蓄預金に証書は存在しないため削除</p>
<p><b>11. (盗難通帳、証書による払戻し等)</b></p> <p>(1)個人のこの預金取引において、盗取された通帳、証書を用いて行われた不正な払戻しまたは不正な解約による払戻し(以下、本条において「当該払戻し」といいます。)については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。</p> <p>①・・・中略・・・</p> <p>②・・・中略・・・</p> <p>③・・・中略・・・</p> <p>(3)前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、この通帳、証書が盗取された日(通帳、証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳、証書を用いて行われた不正な預金払戻しまたは不正な解約による払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。</p> <p>(4)第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合に、当金庫は補てんしません。</p> <p>①・・・中略・・・</p> <p>② 通帳、証書の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと</p>	<p><b>11. (盗難通帳による払戻し等)</b></p> <p>(1)盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しまたは不正な解約による払戻し(以下、本条において「当該払戻し」といいます。)については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。</p> <p>①・・・中略・・・</p> <p>②・・・中略・・・</p> <p>③・・・中略・・・</p> <p>(3)前二項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、この通帳が盗取された日(通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な預金払戻しまたは不正な解約による払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。</p> <p>(4)第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合に、当金庫は補てんしません。</p> <p>①・・・中略・・・</p> <p>② 通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと</p>	<p>不要な説明削除</p> <p>貯蓄預金に証書は存在しないため削除</p> <p>表記修正</p> <p>貯蓄預金に証書は存在しないため削除</p> <p>貯蓄預金に証書は存在しないため削除</p>

《貯蓄預金規定》

改正前	改正後	備考
<p>(7) 当金庫が第2項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳、<b>証書</b>を用いて不正な払戻しまたは不正な解約による払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。</p>	<p>(7) 当金庫が第2項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳を用いて不正な払戻しまたは不正な解約による払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。</p>	<p>貯蓄預金に証書は存在しないため削除</p>
<p><b>12. (譲渡、質入れ等の禁止)</b></p> <p>(1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳、<b>証書</b>は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。</p>	<p><b>12. (譲渡、質入れ等の禁止)</b></p> <p>(1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。</p>	<p>貯蓄預金に証書は存在しないため削除</p>
<p><b>13. (反社会的勢力との取引拒絶)</b></p> <p>この預金口座は、<b>第15条</b>第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、<b>第15条</b>第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p>	<p><b>13. (反社会的勢力との取引拒絶)</b></p> <p>この預金口座は、<b>第16条</b>第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、<b>第16条</b>第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p>	<p>参照する条項の誤表記訂正</p>
<p><b>14. (手数料の取扱について)</b></p> <p>(4) この預金の取引に関する手数料が改定もしくは新設された場合、当該手数料は当金庫所定の方法により<b>前項と同じく</b>引落しいたします。</p>	<p><b>14. (手数料の取扱について)</b></p> <p>(4) この預金の取引に関する手数料が改定もしくは新設された場合、当該手数料は当金庫所定の方法により引落しいたします。</p>	<p>誤表記訂正</p>
<p><b>15. (取引の制限等)</b></p> <p>(3) 前<b>2</b>項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの合理的な説明等にもとづき、取引の一部を制限した事由が解消されたとき当金庫が認める場合、前<b>2</b>項にもとづく当該取引の制限を解除します。</p>	<p><b>15. (取引の制限等)</b></p> <p>(3) 前<b>二</b>項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの合理的な説明等にもとづき、取引の一部を制限した事由が解消されたとき当金庫が認める場合、前<b>二</b>項にもとづく当該取引の制限を解除します。</p>	<p>表記修正</p>
<p><b>16. (解約等)</b></p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>② この預金の預金者が「<b>普通預金(決済用普通預金を含む)貯蓄預金、納税準備預金、通知預金共通規定</b>」<b>第5条1項</b>に違反した場合</p> <p>③ この預金がマネー・ローndリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</p> <p>④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p>(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。</p> <p>① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 A. ～E. . . . 略 . . . F. その他前<b>各号</b>に準ずる者</p> <p>③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の<b>各号</b>に該当する行為をした場合 A. ～D. . . . 略 . . . E. その他前<b>各号</b>に準ずる行為</p> <p>(5) 前<b>3</b>項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出を求めることがあります。</p>	<p><b>16. (解約等)</b></p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>② この預金の預金者が<b>第12条第1項</b>に違反した場合</p> <p>③ この預金がマネー・ローndリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</p> <p>④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p>(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。</p> <p>① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 A. ～E. . . . 略 . . . F. その他前<b>記AからE</b>に準ずる者</p> <p>③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の<b>いずれか</b>に該当する行為をした場合 A. ～D. . . . 略 . . . E. その他前<b>記AからD</b>に準ずる行為</p> <p>(5) 前<b>三</b>項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出を求めることがあります。</p>	<p>参照する条項の誤表記訂正</p> <p>表記修正</p> <p>表記修正</p>

《貯蓄預金規定》

改正前	改正後	備考
<p><b>17. (通知等)</b></p> <p>届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p> <p><u>この他、「[普通預金(決済用普通預金を含む)・貯蓄預金・納税準備預金・通知預金]共通規定」を参照ください。</u></p>	<p><b>17. (通知等)</b></p> <p>届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p>	<p>参照する規定が廃止済のため削除</p>
<p><b>18. (保険事故発生時における預金者からの相殺)</b></p> <p>(1) <u>普通預金(決済用普通預金を含みます。)、貯蓄預金および納税準備預金は、当金庫に預金保険法に定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。</u></p> <p><u>通知預金は、預入日から7日間の据置期間経過前である場合または解約する日の2日前までに通知がない場合であっても、当金庫に預金保険法に定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合にかぎり当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。</u>なお、普通預金(決済用普通預金を含みます。)、貯蓄預金、納税準備預金および通知預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。</p> <p>(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。</p> <p>① 相殺通知は書面によるものとします。当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により<u>記名</u>押印して<u>証書、通帳</u>とともに直ちに当金庫に提出してください。</p> <p>② ……略……</p> <p>③ ……略……</p> <p>④ ……略……</p> <p>(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、つぎのとおりとします。</p> <p>① <u>通知預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。</u></p> <p>② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱については当金庫の定めによるものとします。</p>	<p><b>18. (保険事故発生時における預金者からの相殺)</b></p> <p>(1) <u>この預金は、当金庫に預金保険法に定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。</u></p> <p>なお、<u>この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。</u></p> <p>(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。</p> <p>① 相殺通知は書面によるものとします。当金庫所定の払戻請求書に届出の印章 <u>(または署名)</u> により押印 <u>(または署名)</u> して通帳とともに直ちに当金庫に提出してください。</p> <p>② ……略……</p> <p>③ ……略……</p> <p>④ ……略……</p> <p>(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、つぎのとおりとします。</p> <p>借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱については当金庫の定めによるものとします。</p>	<p>貯蓄預金に関しない事項の記述削除</p> <p>貯蓄預金に証書は存在しないため削除</p> <p>貯蓄預金に関しない事項の記述削除</p>
<p><b>20. (規定の変更)</b></p> <p>(2) 前項による変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p>	<p><b>20. (規定の変更)</b></p> <p>(2) 前項による変更は、公表<u>等</u>の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p>	<p>脱字追加</p>

《納税準備預金規定》

改正前	改正後	備考
<p><b>5. (預金の払戻し)</b></p> <p>(3)前項の定める記名押印は、個人である預金者本人による手続きの場合に限り、当金庫が認めたときは、本人の署名によってこれを替えることができます。</p> <p>(4)前3項の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。</p>	<p><b>5. (預金の払戻し)</b></p> <p>(3)前項に定める記名押印は、個人である預金者本人による手続きの場合に限り、当金庫が認めたときは、本人の署名によってこれを替えることができます。</p> <p>(4)前三項の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。</p>	<p>誤字修正</p> <p>表記修正</p>
<p><b>6. (利息)</b></p> <p>(1)この預金の利息は、毎日の最終残高(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。)1,000円以上については付利単位を100円として、店頭表示の毎日の納税準備預金利率によって計算のうえ、毎年3月と9月の当金庫所定の日に、この預金に組入れます。</p> <p>(3)前2項の利率は金融情勢に応じて変更します。</p>	<p><b>6. (利息)</b></p> <p>(1)この預金の利息は、毎日の最終残高(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。)1,000円以上について付利単位を100円として、店頭表示の毎日の納税準備預金利率によって計算のうえ、毎年3月と9月の当金庫所定の日に、この預金に組入れます。</p> <p>(3)前二項の利率は金融情勢に応じて変更します。</p>	<p>誤植訂正</p> <p>表記修正</p>
<p><b>8. (届出事項の変更、通帳、証書の再発行等)</b></p> <p>(1)個人のこの預金の取引において、通帳、証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。</p> <p>(3)個人以外のこの預金の取引において、通帳、証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(4)通帳、証書または印章を失った場合のこの預金の払戻し、元利金の支払い、解約または通帳、証書の再発行は当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおきます。</p> <p>(5)通帳、証書を再発行(汚損等による再発行を含みます。)する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。</p>	<p><b>8. (届出事項の変更、通帳の再発行等)</b></p> <p>(1)個人のこの預金の取引において、通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。</p> <p>(3)個人以外のこの預金の取引において、通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(4)通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、元利金の支払い、解約または通帳の再発行は当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおきます。</p> <p>(5)通帳を再発行(汚損等による再発行を含みます。)する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。</p>	<p>納税準備預金に証書は存在しないため削除</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>
<p><b>9. (成年後見人等の届出)</b></p> <p>(3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。</p> <p>(4)前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。</p> <p>(5)前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>	<p><b>9. (成年後見人等の届出)</b></p> <p>(3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前二項と同様に、直ちに書面によって届出てください。</p> <p>(4)前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。</p> <p>(5)前四項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>	<p>表記修正</p> <p>同上</p> <p>同上</p>
<p><b>10. (印鑑照合等)</b></p> <p>・・・中略・・・</p> <p>なお、個人のこの預金の取引において、預金者は、盗取された通帳、証書を用いて行われた不正な払戻しまたは不正な解約による払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。</p>	<p><b>10. (印鑑照合等)</b></p> <p>・・・中略・・・</p> <p>なお、個人のこの預金の取引において、預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しまたは不正な解約による払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。</p>	<p>納税準備預金に証書は存在しないため削除</p>
<p><b>11. (盗難通帳、証書による払戻し等)</b></p> <p>(1)個人のこの預金取引において、盗取された通帳、証書を用いて行われた不正な払戻しまたは不正な解約による払戻し(以下、本条において「当該払戻し」といいます。)については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。</p> <p>① 通帳、証書の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること</p> <p>② ・・・略・・・</p> <p>③ ・・・略・・・</p>	<p><b>11. (盗難通帳による払戻し等)</b></p> <p>(1)個人のこの預金取引において、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しまたは不正な解約による払戻し(以下、本条において「当該払戻し」といいます。)については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。</p> <p>① 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること</p> <p>② ・・・略・・・</p> <p>③ ・・・略・・・</p>	<p>納税準備預金に証書は存在しないため削除</p>

《納税準備預金規定》

改正前	改正後	備考
<p>(3)前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、この通帳、<u>証書</u>が盗取された日（通帳、<u>証書</u>が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳、<u>証書</u>を用いて行われた不正な預金払戻しまたは不正な解約による払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。</p> <p>(4)第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。</p> <p>①・・・略・・・</p> <p>② 通帳、<u>証書</u>の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと</p> <p>(7)当金庫が第2項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳、<u>証書</u>を用いて不正な払戻しまたは不正な解約による払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。</p>	<p>(3)前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、この通帳が盗取された日（通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な預金払戻しまたは不正な解約による払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。</p> <p>(4)第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。</p> <p>①・・・略・・・</p> <p>② 通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと</p> <p>(7)当金庫が第2項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳を用いて不正な払戻しまたは不正な解約による払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。</p>	<p>表記修正 納税準備預金に証書は存在しないため削除</p> <p>納税準備預金に証書は存在しないため削除</p> <p>同上</p>
<p><b>12. (譲渡、質入れ等の禁止)</b></p> <p>(1)この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳、<u>証書</u>は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。</p>	<p><b>12. (譲渡、質入れ等の禁止)</b></p> <p>(1)この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。</p>	<p>納税準備預金に証書は存在しないため削除</p>
<p><b>14. (取引の制限等)</b></p> <p>(3)前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの合理的な説明等にもとづき、取引の一部を制限した事由が解消されたとき当金庫が認める場合、前2項にもとづく当該取引の制限を解除します。</p>	<p><b>14. (取引の制限等)</b></p> <p>(3)前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの合理的な説明等にもとづき、取引の一部を制限した事由が解消されたとき当金庫が認める場合、前2項にもとづく当該取引の制限を解除します。</p>	<p>表記修正</p>
<p><b>15. (解約等)</b></p> <p>(2)次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>①・・・略・・・</p> <p>② この預金の預金者が「<u>普通預金(決済用普通預金を含む)貯蓄預金、納税準備預金、通知預金共通規定</u>」5.(1)に違反した場合</p> <p>③・・・略・・・</p> <p>④・・・略・・・</p> <p>(3)前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。</p> <p>①・・・略・・・</p> <p>② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 A. ～E.・・・略・・・ F. その他前各号に準ずる者</p> <p>③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 A. ～D.・・・略・・・ E. その他前各号に準ずる行為</p> <p>(5)前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出を求めることがあります。</p>	<p><b>15. (解約等)</b></p> <p>(2)次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>①・・・略・・・</p> <p>② この預金の預金者が第12条第1項に違反した場合</p> <p>③・・・略・・・</p> <p>④・・・略・・・</p> <p>(3)前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。</p> <p>①・・・略・・・</p> <p>② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 A. ～E.・・・略・・・ F. その他前記AからEに準ずる者</p> <p>③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合 A. ～D.・・・略・・・ E. その他前記AからDに準ずる行為</p> <p>(5)前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出を求めることがあります。</p>	<p>参照する規定が廃止済のため削除</p> <p>表記修正</p> <p>表記修正</p>

《納税準備預金規定》

改正前	改正後	備考
<p>16. (通知等)</p> <p>届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p> <p><u>この他、「[普通預金(決済用普通預金を含む)・貯蓄預金・納税準備預金・通知預金]共通規定」を参照ください。</u></p>	<p>16. (通知等)</p> <p>届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p>	<p>参照する規定が廃止済のため削除</p>
<p>17. (保険事故発生時における預金者からの相殺)</p> <p>(1) <u>普通預金(決済用普通預金を含みます。)、貯蓄預金および納税準備預金は、当金庫に預金保険法に定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。</u></p> <p><u>通知預金は、預入日から7日間の据置期間経過前である場合または解約する日の2日前までに通知がない場合であっても、当金庫に預金保険法に定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合にかぎり当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。</u>なお、普通預金(決済用普通預金を含みます。)、貯蓄預金、納税準備預金および通知預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。</p> <p>(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。</p> <p>① 相殺通知は書面によるものとします。当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書、通帳とともに直ちに当金庫に提出してください。</p> <p>② ……略……</p> <p>③ ……略……</p> <p>④ ……略……</p> <p>(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、つぎのとおりとします。</p> <p>① <u>通知預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。</u></p> <p>② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱については当金庫の定めによるものとします。</p>	<p>17. (保険事故発生時における預金者からの相殺)</p> <p>(1) この預金は、当金庫に預金保険法に定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。</p> <p>なお、この預金および通知預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。</p> <p>(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。</p> <p>① 相殺通知は書面によるものとします。当金庫所定の払戻請求書に届出の印章(または署名)により押印(または署名)して通帳とともに直ちに当金庫に提出してください。</p> <p>② ……略……</p> <p>③ ……略……</p> <p>④ ……略……</p> <p>(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、つぎのとおりとします。</p> <p>借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱については当金庫の定めによるものとします。</p>	<p>納税準備預金に関しない事項の記述削除</p> <p>納税準備預金に証書は存在しないため削除</p>
<p>19. (規定の変更)</p> <p>(2) 前項による変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p>	<p>19. (規定の変更)</p> <p>(2) 前項による変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p>	<p>脱字追加</p>

以上

《自由金利型定期預金(M型)規定》

改正前	改正後	備考
<p><b>3. (預金の解約、書替継続)</b></p> <p>(2)この預金の全部または一部(一部は期日指定定期預金・定額複利預金に限る。)を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書(通帳)とともに提出してください。</p> <p>(3)前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。</p> <p>①・・・略・・・</p> <p>② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</p> <p>A. ～E.・・・略・・・</p> <p>F. その他前各号に準ずる者</p> <p>③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</p> <p>A. ～D.・・・略・・・</p> <p>E. その他前各号に準ずる行為</p> <p>(4)第1項の解約または書替継続の手續に加え、当該預金の支払いを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続の手續きを行いません。</p>	<p><b>3. (預金の解約、書替継続)</b></p> <p>(2)この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書(通帳)とともに提出してください。</p> <p>(3)前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。</p> <p>①・・・略・・・</p> <p>② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</p> <p>A. ～E.・・・略・・・</p> <p>F. その他前記AからEに準ずる者</p> <p>③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合</p> <p>A. ～D.・・・略・・・</p> <p>E. その他前記AからDに準ずる行為</p> <p>(4)第2項の解約または書替継続の手續に加え、当該預金の支払いを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続の手續きを行いません。</p>	<p>自由金利型定期預金(M型)に関しない事項の記述削除</p> <p>表記修正</p> <p>参照する条項の誤表記訂正</p>
<p><b>5. (成年後見人等の届出)</b></p> <p>(3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。</p> <p>(4)前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。</p> <p>(5)前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>	<p><b>5. (成年後見人等の届出)</b></p> <p>(3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。</p> <p>(4)前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。</p> <p>(5)前四項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>	<p>表記修正</p> <p>同上</p> <p>同上</p>
<p><b>7. (盗難証書(通帳)を用いた解約または書替継続による払戻し等)</b></p> <p>(3)前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、この証書(通帳)が盗取された日(証書(通帳)が盗取された日が明らかでないときは、盗取された証書(通帳)を用いて行われた不正な解約または書替継続による払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。</p>	<p><b>7. (盗難証書(通帳)を用いた解約または書替継続による払戻し等)</b></p> <p>(3)前二項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、この証書(通帳)が盗取された日(証書(通帳)が盗取された日が明らかでないときは、盗取された証書(通帳)を用いて行われた不正な解約または書替継続による払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。</p>	<p>表記修正</p>
<p><b>10. (休眠預金等活用法)</b></p> <p>(2)休眠預金等活用法にかかる最終異動日等</p> <p>①・・・略・・・</p> <p>② 第2項第1号Bにおいて、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次のAからCに掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該AからCに掲げる事由に応じ、当該AからCに定める日とします。</p> <p>A. 預入機間、計算期間または償還期間の定めがあること／当該期間の末日(自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日)</p> <p>B.・・・略・・・</p> <p>C.・・・略・・・</p>	<p><b>10. (休眠預金等活用法)</b></p> <p>(2)休眠預金等活用法にかかる最終異動日等</p> <p>①・・・略・・・</p> <p>② 第2項第1号Bにおいて、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次のAからCに掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該AからCに掲げる事由に応じ、当該AからCに定める日とします。</p> <p>A. 預入期間、計算期間または償還期間の定めがあること／当該期間の末日(自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日)</p> <p>B.・・・略・・・</p> <p>C.・・・略・・・</p>	<p>誤記訂正</p>
<p><b>12. (利息)</b></p> <p>(3)この預金を第3条1項により満期日前に解約する場合および、第3条3項の規定により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>・・・略・・・</p>	<p><b>12. (利息)</b></p> <p>(3)この預金を第3条第1項により満期日前に解約する場合および、第3条第3項の規定により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>・・・略・・・</p>	<p>表記の統一</p>



《自由金利型定期預金(M型)規定》

改正前	改正後	備考
<p><b>20. (利息)</b></p> <p>(1)この預金の利息は、預入日（継続したときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）について通帳記載の利率（継続後の預金については前記 3(2)の利率、以下これらを「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法によって計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。</p> <p>(3)この預金を第3条1項により満期日前に解約する場合および、第3条3項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p>	<p><b>20. (利息)</b></p> <p>(1)この預金の利息は、預入日（継続したときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）について通帳記載の利率（継続後の預金については第19条第2項の利率、以下これらを「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法によって計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。</p> <p>(3)この預金を第3条第1項により満期日前に解約する場合および、第3条第3項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p>	<p>参照する条項の誤表記訂正</p> <p>表記の統一</p>
<p><b>21. (規定の変更)</b></p> <p>(2)前項による変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p>	<p><b>21. (規定の変更)</b></p> <p>(2)前項による変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p>	<p>脱字追加</p>

以上

《自由金利型定期預金規定（大口定期預金）》

改正前	改正後	備考
<p><b>3. (預金の解約、書替継続)</b></p> <p>(2)この預金の全部または一部（一部は期日指定定期預金・定額複利預金に限る。）を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。</p> <p>(3)前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。</p> <p>①・・・略・・・</p> <p>② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</p> <p>A. ～E.・・・略・・・</p> <p>F. その他前各号に準ずる者</p> <p>③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</p> <p>A. ～D.・・・略・・・</p> <p>E. その他前各号に準ずる行為</p> <p>(4)第1項の解約または書替継続の手續に加え、当該預金の支払いを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続の手續きを行いません。</p>	<p><b>3. (預金の解約、書替継続)</b></p> <p>(2)この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。</p> <p>(3)前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。</p> <p>①・・・略・・・</p> <p>② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</p> <p>A. ～E.・・・略・・・</p> <p>F. その他前記AからEに準ずる者</p> <p>③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合</p> <p>A. ～D.・・・略・・・</p> <p>E. その他前記AからDに準ずる行為</p> <p>(4)第2項の解約または書替継続の手續に加え、当該預金の支払いを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続の手續きを行いません。</p>	<p>自由金利型定期預金規定（大口定期預金）に関しない事項の記述削除</p> <p>表記修正</p> <p>参照する条項の誤表記訂正</p>
<p><b>5. (成年後見人等の届出)</b></p> <p>(3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。</p> <p>(4)前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。</p> <p>(5)前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>	<p><b>5. (成年後見人等の届出)</b></p> <p>(3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前二項と同様に、直ちに書面によって届出てください。</p> <p>(4)前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。</p> <p>(5)前四項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>	<p>表記修正</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>誤植訂正</p>
<p><b>7. (盗難証書（通帳）を用いた解約または書替継続による払戻し等)</b></p> <p>(3)前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、この証書（通帳）が盗取された日（証書（通帳）が盗取された日が明らかでないときは、盗取された証書（通帳）を用いて行われた不正な解約または書替継続による払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。</p>	<p><b>7. (盗難証書（通帳）を用いた解約または書替継続による払戻し等)</b></p> <p>(3)前二項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、この証書（通帳）が盗取された日（証書（通帳）が盗取された日が明らかでないときは、盗取された証書（通帳）を用いて行われた不正な解約または書替継続による払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。</p>	<p>表記修正</p>
<p><b>10. (休眠預金等活用法)</b></p> <p>(2)休眠預金等活用法にかかる最終異動日等</p> <p>①・・・略・・・</p> <p>② 第2項第1号Bにおいて、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次のAからCに掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該AからCに掲げる事由に応じ、当該AからCに定める日とします。</p> <p>A. 預入機間、計算期間または償還期間の定めがあること／当該期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）</p> <p>B.・・・略・・・</p> <p>C.・・・略・・・</p>	<p><b>10. (休眠預金等活用法)</b></p> <p>(2)休眠預金等活用法にかかる最終異動日等</p> <p>①・・・略・・・</p> <p>② 第2項第1号Bにおいて、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次のAからCに掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該AからCに掲げる事由に応じ、当該AからCに定める日とします。</p> <p>A. 預入期間、計算期間または償還期間の定めがあること／当該期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）</p> <p>B.・・・略・・・</p> <p>C.・・・略・・・</p>	<p>誤記訂正</p>
<p>&lt;普通定期型&gt;</p> <p><b>11. (預金の支払時期)</b></p> <p>自由金利型定期預金（以下「この預金」といいます。）は証書（通帳）記載の満期日以後に利息とともに支払います。なお自動満期型を指定されたときは、通帳記載の満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。この場合、元利金はあらかじめ指定された預金口座に入金するものとします。</p>	<p>&lt;普通定期型&gt;</p> <p><b>11. (預金の支払時期)</b></p> <p>この預金は、証書（通帳）記載の満期日以後に利息とともに支払います。なお自動満期型を指定されたときは、証書（通帳）記載の満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。この場合、元利金はあらかじめ指定された預金口座に入金するものとします。</p>	<p>不要な文言削除</p> <p>必要な文言追加</p>

《自由金利型定期預金規定（大口定期預金）》

改正前	改正後	備考
<p><b>12. (利息)</b></p> <p>(3)この預金を第3条1項により満期日前に解約する場合および、第3条3項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>・・・略・・・</p>	<p><b>12. (利息)</b></p> <p>(3)この預金を第3条第1項により満期日前に解約する場合および、第3条第3項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>・・・略・・・</p>	<p>表記の統一</p>
<p><b>14. (利息)</b></p> <p>(1)この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）について証書（通帳）記載の利率（継続後の預金については前記1. (2)の利率、以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。</p> <p>(4)この預金を第3条1項により満期日前に解約する場合および、第3条3項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>・・・略・・・</p>	<p><b>14. (利息)</b></p> <p>(1)この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）について証書（通帳）記載の利率（継続後の預金については第13条第2項の利率、以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。</p> <p>(4)この預金を第3条第1項により満期日前に解約する場合および、第3条第3項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>・・・略・・・</p>	<p>参照する条項の誤表記訂正</p> <p>表記の統一</p>
<p><b>15. (規定の変更)</b></p> <p>(2)前項による変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p>	<p><b>15. (規定の変更)</b></p> <p>(2)前項による変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p>	<p>脱字追加</p>

以上

《期日指定定期預金規定》

改正前	改正後	備考
<p><b>3. (預金の解約、書替継続)</b></p> <p>(2)この預金の全部または一部 (<u>一部は期日指定定期預金・定額複利預金に限る。</u>)を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書(通帳)とともに提出してください。</p> <p>(3)前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。</p> <p>①・・・略・・・</p> <p>② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</p> <p>A. ～E.・・・略・・・</p> <p>F. その他前各号に準ずる者</p> <p>③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</p> <p>A. ～D.・・・略・・・</p> <p>E. その他前各号に準ずる行為</p> <p>(4)第1項の解約または書替継続の手続に加え、当該預金の支払いを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続の手続きを行いません。</p>	<p><b>3. (預金の解約、書替継続)</b></p> <p>(2) この預金の全部または一部を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書(通帳)とともに提出してください。</p> <p>(3)前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。</p> <p>①・・・略・・・</p> <p>② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</p> <p>A. ～E.・・・略・・・</p> <p>F. その他前記AからEに準ずる者</p> <p>③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の<u>いずれか</u>に該当する行為をした場合</p> <p>A. ～D.・・・略・・・</p> <p>E. その他前記AからDに準ずる行為</p> <p>(4)第2項の解約または書替継続の手続に加え、当該預金の支払いを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続の手続きを行いません。</p>	<p>期日指定定期預金に関しない事項の記述削除</p> <p>表記修正</p> <p>参照する条項の誤表記訂正</p>
<p><b>5. (成年後見人等の届出)</b></p> <p>(3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。</p> <p>(4)前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。</p> <p>(5)前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>	<p><b>5. (成年後見人等の届出)</b></p> <p>(3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前二項と同様に、直ちに書面によって届出てください。</p> <p>(4)前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。</p> <p>(5)前四項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>	<p>表記修正</p> <p>同上</p> <p>同上</p>
<p><b>7. (盗難証書(通帳)を用いた解約または書替継続による払戻し等)</b></p> <p>(3)前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、この証書(通帳)が盗取された日(証書(通帳)が盗取された日が明らかでないときは、盗取された証書(通帳)を用いて行われた不正な解約または書替継続による払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。</p>	<p><b>7. (盗難証書(通帳)を用いた解約または書替継続による払戻し等)</b></p> <p>(3)前二項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、この証書(通帳)が盗取された日(証書(通帳)が盗取された日が明らかでないときは、盗取された証書(通帳)を用いて行われた不正な解約または書替継続による払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。</p>	<p>表記修正</p>
<p><b>10. (休眠預金等活用法)</b></p> <p>(2)休眠預金等活用法にかかる最終異動日等</p> <p>①・・・略・・・</p> <p>② 第2項第1号Bにおいて、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次のAからCに掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該AからCに掲げる事由に応じ、当該AからCに定める日とします。</p> <p>A. 預入機間、計算期間または償還期間の定めがあること／当該期間の末日(自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日)</p> <p>B.・・・略・・・</p> <p>C.・・・略・・・</p>	<p><b>10. (休眠預金等活用法)</b></p> <p>(2)休眠預金等活用法にかかる最終異動日等</p> <p>①・・・略・・・</p> <p>② 第2項第1号Bにおいて、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次のAからCに掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該AからCに掲げる事由に応じ、当該AからCに定める日とします。</p> <p>A. 預入期間、計算期間または償還期間の定めがあること／当該期間の末日(自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日)</p> <p>B.・・・略・・・</p> <p>C.・・・略・・・</p>	<p>誤記訂正</p>
<p>&lt;普通定期型&gt;</p> <p><b>11. (預金の支払時期等)</b></p> <p>(1)期日指定定期預金(以下「この預金」といいます。)は、満期日以後に利息とともに支払います。</p> <p>(2)満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日(証書(通帳)記載の据置期間満了日)から証書(通帳)記載の最長預入期限までの間に任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその1か月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。</p>	<p>&lt;普通定期型&gt;</p> <p><b>11. (預金の支払時期等)</b></p> <p>(1)この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。</p> <p>(2)満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日(証書(通帳)記載の据置期間満了日)から証書(通帳)記載の最長預入期限までの間に任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその1か月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上1円単位の金額で指定してください。</p>	<p>不要な文言削除</p> <p>必要な文言追加</p>

《期日指定定期預金規定》

改正前	改正後	備考
<p><b>12. (利息)</b></p> <p>(3)この預金を第3条1項により満期日前に解約する場合および、第3条3項の規定により解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>・・・略・・・</p>	<p><b>12. (利息)</b></p> <p>(3)この預金を第3条第1項により満期日前に解約する場合および、第3条第3項の規定により解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>・・・略・・・</p>	<p>表記の統一</p>
<p><b>14. (預金の支払時期等)</b></p> <p>(1)この預金は、次に定める満期日以後に支払います。</p> <p>① 満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。</p> <p>満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日(証書(通帳)記載の据置期間満了日。継続をしたときはその継続日の1年後の応当日)から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその1か月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。</p> <p>② ・・・略・・・</p>	<p><b>14. (預金の支払時期等)</b></p> <p>(1)この預金は、次に定める満期日以後に支払います。</p> <p>① 満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。</p> <p>満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日(証書(通帳)記載の据置期間満了日。継続をしたときはその継続日の1年後の応当日)から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその1か月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上1円単位の金額で指定してください。</p> <p>② ・・・略・・・</p>	<p>必要な文言追加</p>
<p><b>15. (利息)</b></p> <p>(3)この預金を第3条1項により満期日前に解約する場合および、第3条3項の規定により解約する場合には、継続をする場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって継続日に指定口座へ入金または元金に組入れます。</p> <p>(5)当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および「<u>定期預金共通規定</u>」第3条第2項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>① 6か月未満……………解約日における普通預金の利率</p> <p>② 6か月以上1年未満……………2年以上利率×40%</p> <p>③ 1年以上1年6か月未満……………2年以上利率×50%</p> <p>④ 1年6か月以上2年未満……………2年以上利率×60%</p> <p>⑤ 2年以上2年6か月未満……………2年以上利率×70%</p> <p>⑥ 2年6か月以上3年未満……………2年以上利率×90%</p>	<p><b>15. (利息)</b></p> <p>(3)この預金を第3条第1項により満期日前に解約する場合および、第3条第3項の規定により解約する場合には、継続をする場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって継続日に指定口座へ入金または元金に組入れます。</p> <p>(5)当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合は、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>① 6か月未満……………解約日における普通預金の利率</p> <p>② 6か月以上1年未満……………2年以上利率×40%</p> <p>③ 1年以上1年6か月未満……………2年以上利率×50%</p> <p>④ 1年6か月以上2年未満……………2年以上利率×60%</p> <p>⑤ 2年以上2年6か月未満……………2年以上利率×70%</p> <p>⑥ 2年6か月以上3年未満……………2年以上利率×90%</p>	<p>表記の統一</p> <p>参照する規定が廃止済のため削除</p>
<p><b>16. (規定の変更)</b></p> <p>(2)前項による変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p>	<p><b>16. (規定の変更)</b></p> <p>(2)前項による変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p>	<p>脱字追加</p>

以上

《変動金利定期預金規定》

改正前	改正後	備考
<p><b>3. (預金の解約、書替継続)</b></p> <p>(2)この預金の全部または一部(一部は期日指定定期預金・定額複利預金に限る。)を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書(通帳)とともに提出してください。</p> <p>(3)前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。</p> <p>①・・・略・・・</p> <p>② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</p> <p>A. ～E.・・・略・・・</p> <p>F. その他前各号に準ずる者</p> <p>③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</p> <p>A. ～D.・・・略・・・</p> <p>E. その他前各号に準ずる行為</p> <p>(4)第1項の解約または書替継続の手續に加え、当該預金の支払いを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続の手續を行いません。</p>	<p><b>3. (預金の解約、書替継続)</b></p> <p>(2)この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書(通帳)とともに提出してください。</p> <p>(3)前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。</p> <p>①・・・略・・・</p> <p>② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</p> <p>A. ～E.・・・略・・・</p> <p>F. その他前記AからEに準ずる者</p> <p>③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合</p> <p>A. ～D.・・・略・・・</p> <p>E. その他前記AからDに準ずる行為</p> <p>(4)第2項の解約または書替継続の手續に加え、当該預金の支払いを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続の手續を行いません。</p>	<p>変動金利定期預金に 関しない事項の記述 削除</p> <p>表記修正</p> <p>参照する条項の誤表 記訂正</p>
<p><b>5. (成年後見人等の届出)</b></p> <p>(3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。</p> <p>(4)前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。</p> <p>(5)前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>	<p><b>5. (成年後見人等の届出)</b></p> <p>(3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。</p> <p>(4)前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。</p> <p>(5)前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>	<p>表記修正</p> <p>同上</p> <p>同上</p>
<p><b>7. (盗難証書(通帳)を用いた解約または書替継続による払戻し等)</b></p> <p>(3)前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、この証書(通帳)が盗取された日(証書(通帳)が盗取された日が明らかでないときは、盗取された証書(通帳)を用いて行われた不正な解約または書替継続による払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。</p>	<p><b>7. (盗難証書(通帳)を用いた解約または書替継続による払戻し等)</b></p> <p>(3)前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、この証書(通帳)が盗取された日(証書(通帳)が盗取された日が明らかでないときは、盗取された証書(通帳)を用いて行われた不正な解約または書替継続による払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。</p>	<p>表記修正</p>
<p><b>10. (休眠預金等活用法)</b></p> <p>(2)休眠預金等活用法にかかる最終異動日等</p> <p>①・・・略・・・</p> <p>② 第2項第1号Bにおいて、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次のAからCに掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該AからCに掲げる事由に応じ、当該AからCに定める日とします。</p> <p>A. 預入機間、計算期間または償還期間の定めがあること／当該期間の末日(自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日)</p> <p>B.・・・略・・・</p> <p>C.・・・略・・・</p>	<p><b>10. (休眠預金等活用法)</b></p> <p>(2)休眠預金等活用法にかかる最終異動日等</p> <p>①・・・略・・・</p> <p>② 第2項第1号Bにおいて、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次のAからCに掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該AからCに掲げる事由に応じ、当該AからCに定める日とします。</p> <p>A. 預入期間、計算期間または償還期間の定めがあること／当該期間の末日(自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日)</p> <p>B.・・・略・・・</p> <p>C.・・・略・・・</p>	<p>誤記訂正</p>
<p>&lt;普通定期型&gt;(単利型)</p> <p><b>11. (預金の支払時期)</b></p> <p>変動金利定期預金(以下「この預金」といいます。)は、証書(通帳)記載の満期日以後に支払います。なお、自動満期型を指定されたときは、通帳記載の満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。この場合元利金はあらかじめ指定された預金口座(以下「指定口座」といいます。)に入金するものとします。</p>	<p>&lt;普通定期型&gt;(単利型)</p> <p><b>11. (預金の支払時期)</b></p> <p>この預金は、証書(通帳)記載の満期日以後に支払います。なお、自動満期型を指定されたときは、通帳記載の満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。この場合元利金はあらかじめ指定された預金口座(以下「指定口座」といいます。)に入金するものとします。</p>	<p>不要な文言削除</p>

《変動金利定期預金規定》

改正前	改正後	備考
<p><b>13. (利息)</b></p> <p>(1)この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。</p> <p>① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数(以下「中間利払日数」といいます。)について証書(通帳)記載の中間利払利率(前記2.により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を利息の一部として、各中間利払日以降に、指定口座へ入金します。</p> <p>② 中間利払日数および証書(通帳)記載の利率(前期2.により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。)によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数について約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた残額を、満期日以後にこの預金とともに支払います。</p> <p>(3)この預金を第3条1項により満期日前に解約する場合および、第3条3項の規定により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。</p> <p>・・・略・・・</p>	<p><b>13. (利息)</b></p> <p>(1)この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。</p> <p>① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数(以下「中間利払日数」といいます。)について証書(通帳)記載の中間利払利率(第12条により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を利息の一部として、各中間利払日以降に、指定口座へ入金します。</p> <p>② 中間利払日数および証書(通帳)記載の利率(第12条により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。)によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数について約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた残額を、満期日以後にこの預金とともに支払います。</p> <p>(3)この預金を第3条第1項により満期日前に解約する場合および、第3条第3項の規定により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。</p> <p>・・・略・・・</p>	<p>参照する条項の誤表記訂正</p> <p>表記の統一</p>
<p><b>16. (利息)</b></p> <p>(1)この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について証書(通帳)記載の利率(前記2条により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。)によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。</p> <p>(3)この預金を第3条1項により満期日前に解約する場合および、第3条3項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>・・・略・・・</p>	<p><b>16. (利息)</b></p> <p>(1)この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について証書(通帳)記載の利率(第15条により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。)によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。</p> <p>(3)この預金を第3条第1項により満期日前に解約する場合および、第3条第3項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>・・・略・・・</p>	<p>参照する条項の誤表記訂正</p> <p>表記の統一</p>
<p><b>18. (利率の変更)</b></p> <p>この預金の利率は、預入日(継続をしたときはその継続日。2.および3.(1)において同じです。)から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする預入金額に応じた自由金利型定期預金(M型)(ただし、自由金利型定期預金の預入最低金額以上のこの預金については自由金利型定期預金)の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとします。</p> <p>ただし、この預金の利率について、前記の算定方式により算出される利率を基準として別の定めをしたときは、その定めによるものとします。</p>	<p><b>18. (利率の変更)</b></p> <p>この預金の利率は、預入日(継続をしたときはその継続日。以下、同じです。)から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする預入金額に応じた自由金利型定期預金(M型)(ただし、自由金利型定期預金の預入最低金額以上のこの預金については自由金利型定期預金)の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとします。</p> <p>ただし、この預金の利率について、前記の算定方式により算出される利率を基準として別の定めをしたときは、その定めによるものとします。</p>	<p>誤表記訂正</p>

《変動金利定期預金規定》

改正前	改正後	備考
<p><b>19. (利息)</b></p> <p>(1)この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。</p> <p>① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数(以下「中間利払日数」といいます。)について証書(通帳)記載の中間利払利率(前記2.)により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した中間利払額(以下「中間利払息」といいます。)を、利息の一部として、各中間利払日に指定口座へ入金します。</p> <p>② 中間利払日数および証書(通帳)記載の利率(前記2.)により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については前記1.(2)の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。)によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数について約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた残額を、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。</p> <p>(3)この預金を第3条1項により満期日前に解約する場合および、第3条3項の規定により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。</p> <p>・・・略・・・</p>	<p><b>19. (利息)</b></p> <p>(1)この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。</p> <p>① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数(以下「中間利払日数」といいます。)について証書(通帳)記載の中間利払利率(第18条)により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した中間利払額(以下「中間利払息」といいます。)を、利息の一部として、各中間利払日に指定口座へ入金します。</p> <p>② 中間利払日数および証書(通帳)記載の利率(第18条)により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については第17条第2項の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。)によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数について約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた残額を、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。</p> <p>(3)この預金を第3条第1項により満期日前に解約する場合および、第3条第3項の規定により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。</p> <p>・・・略・・・</p>	<p>参照する条項の誤表記訂正</p> <p>表記の統一</p>
<p><b>21. (利率の変更)</b></p> <p>この預金の利率は、預入日(継続したときはその継続日。2.および3.(1)において同じです。)から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする預入金額に応じた自由金利型定期預金(M型)(ただし、自由金利型定期預金の預入最低金額以上のこの預金については自由金利型定期預金)の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとします。</p> <p>ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別の定めをしたときは、その定めによるものとします。</p>	<p><b>21. (利率の変更)</b></p> <p>この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする預入金額に応じた自由金利型定期預金(M型)(ただし、自由金利型定期預金の預入最低金額以上のこの預金については自由金利型定期預金)の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとします。</p> <p>ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別の定めをしたときは、その定めによるものとします。</p>	<p>不要な文言削除</p>
<p><b>22. (利息)</b></p> <p>(1)この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について証書(通帳)記載の利率(前記2条)により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。)によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。</p> <p>(3)この預金を第3条1項により満期日前に解約する場合および、第3条3項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日(継続したときは最後の継続日。以下おなじです。)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>・・・略・・・</p>	<p><b>22. (利息)</b></p> <p>(1)この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について証書(通帳)記載の利率(第21条)により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。)によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。</p> <p>(3)この預金を第3条第1項により満期日前に解約する場合および、第3条第3項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日(継続したときは最後の継続日。以下おなじです。)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>・・・略・・・</p>	<p>参照する条項の誤表記訂正</p> <p>表記の統一</p>
<p><b>23. (規定の変更)</b></p> <p>(2)前項による変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p>	<p><b>23. (規定の変更)</b></p> <p>(2)前項による変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p>	<p>脱字追加</p>

《定額複利預金規定》

改正前	改正後	備考
<p><b>3. (預金の解約、書替継続)</b></p> <p>(2)この預金の全部または一部 (<u>一部は期日指定定期預金・定額複利預金に限る。</u>)を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書(通帳)とともに提出してください。</p> <p>(3)前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。</p> <p>①・・・略・・・</p> <p>② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</p> <p>A. ～E.・・・略・・・</p> <p>F. その他前各号に準ずる者</p> <p>③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</p> <p>A. ～D.・・・略・・・</p> <p>E. その他前各号に準ずる行為</p> <p>(4)第1項の解約または書替継続の手續に加え、当該預金の支払いを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続の手續きを行いません。</p>	<p><b>3. (預金の解約、書替継続)</b></p> <p>(2) この預金の全部または一部を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書(通帳)とともに提出してください。</p> <p>(3)前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。</p> <p>①・・・略・・・</p> <p>② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</p> <p>A. ～E.・・・略・・・</p> <p>F. その他前記AからEに準ずる者</p> <p>③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の<u>いずれか</u>に該当する行為をした場合</p> <p>A. ～D.・・・略・・・</p> <p>E. その他前記AからDに準ずる行為</p> <p>(4)第2項の解約または書替継続の手續に加え、当該預金の支払いを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続の手續きを行いません。</p>	<p>定額複利預金に関しない事項の記述削除 表記修正</p> <p>参照する条項の誤表記訂正</p>
<p><b>5. (成年後見人等の届出)</b></p> <p>(3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。</p> <p>(4)前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。</p> <p>(5)前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>	<p><b>5. (成年後見人等の届出)</b></p> <p>(3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。</p> <p>(4)前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。</p> <p>(5)前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>	<p>表記修正</p> <p>同上</p> <p>同上</p>
<p><b>7. (盗難証書(通帳)を用いた解約または書替継続による払戻し等)</b></p> <p>(3)前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、この証書(通帳)が盗取された日(証書(通帳)が盗取された日が明らかでないときは、盗取された証書(通帳)を用いて行われた不正な解約または書替継続による払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。</p>	<p><b>7. (盗難証書(通帳)を用いた解約または書替継続による払戻し等)</b></p> <p>(3)前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、この証書(通帳)が盗取された日(証書(通帳)が盗取された日が明らかでないときは、盗取された証書(通帳)を用いて行われた不正な解約または書替継続による払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。</p>	<p>表記修正</p>
<p><b>10. (休眠預金等活用法)</b></p> <p>(2)休眠預金等活用法にかかる最終異動日等</p> <p>①・・・略・・・</p> <p>② 第2項第1号Bにおいて、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次のAからCに掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該AからCに掲げる事由に応じ、当該AからCに定める日とします。</p> <p>A. 預入期間、計算期間または償還期間の定めがあること／当該期間の末日(自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日)</p> <p>B.・・・略・・・</p> <p>C.・・・略・・・</p>	<p><b>10. (休眠預金等活用法)</b></p> <p>(2)休眠預金等活用法にかかる最終異動日等</p> <p>①・・・略・・・</p> <p>② 第2項第1号Bにおいて、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次のAからCに掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該AからCに掲げる事由に応じ、当該AからCに定める日とします。</p> <p>A. 預入期間、計算期間または償還期間の定めがあること／当該期間の末日(自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日)</p> <p>B.・・・略・・・</p> <p>C.・・・略・・・</p>	<p>誤記訂正</p>
<p><b>11. (預金の支払時期等)</b></p> <p>(2)前記(1)による預金(一部支払いをしたときはその支払い後の預金残金、以下同様とします。)の一部支払いには、預入日の6か月後の応当日から証書(通帳)記載の最長預入期限までの、1万円以上の金額で請求してください。</p>	<p><b>11. (預金の支払時期等)</b></p> <p>(2)第1項による預金(一部支払いをしたときはその支払い後の預金残金、以下同様とします。)の一部支払いには、預入日の6か月後の応当日から証書(通帳)記載の最長預入期限までの、1万円以上<u>1万円単位</u>の金額で請求してください。</p>	<p>表記の統一 必要の文言追加</p>

《定額複利預金規定》

改正前	改正後	備考
<p><b>12. (利息)</b></p> <p>(3)この預金を第3条1項により満期日前に解約する場合および、第3条3項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p>	<p><b>12. (利息)</b></p> <p>(3)この預金を第3条第1項により満期日前に解約する場合および、第3条第3項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p>	<p>表記の統一</p>
<p><b>14. (預金の支払時期等)</b></p> <p>(2)前記(1)による預金(一部支払いをしたときはその支払い後の預金残金。以下同様とします。)の一部支払いは、預入日の6か月後の応当日から最長預入期限までの間に、1万円以上の金額で請求してください。</p> <p>なお、この預金の一部支払いをしたときはその支払い後の預金残金について、引き続き自動継続の取扱いをします。</p>	<p><b>14. (預金の支払時期等)</b></p> <p>(2)第1項による預金(一部支払いをしたときはその支払い後の預金残金。以下同様とします。)の一部支払いは、預入日の6か月後の応当日から最長預入期限までの間に、1万円以上1万円単位の金額で請求してください。</p> <p>なお、この預金の一部支払いをしたときはその支払い後の預金残金について、引き続き自動継続の取扱いをします。</p>	<p>表記の統一</p>
<p><b>15. (利息)</b></p> <p>(1)この預金の利息は、継続日(解約するときは解約時、一部支払いをするときは一部支払い時)に預入日から最長預入期限(解約する時は解約日。ただし、最長預入期限以後に解約するときは最長預入期限。一部支払いをするときは一部支払い日)の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(継続後の預金については前記1.(2)の利率。)によって6か月複利の方法で計算します。</p> <p>なお、一部支払いをするときのこの預金の利息は、一部支払いをする元金部分について計算します。</p> <p>① 6か月以上1年未満 ② 1年以上2年未満 ③ 2年以上3年未満 ④ 3年以上4年未満 ⑤ 4年以上5年未満 ⑥ 5年</p> <p>ただし、この預金の預入日において当金庫がこの預金について金額階層ごとに約定利率を設けている場合は、一部支払い後の預金残金が該当する金額階層の約定利率(この約定利率は、預入日に定めた利率とします。)を適用します。</p> <p>(2)継続後の預金についても前記(1)と同様の方法によります。</p> <p>(6)この預金を第3条1項により満期日前に解約する場合および、第3条3項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p>	<p><b>15. (利息)</b></p> <p>(1)この預金の利息は、継続日(解約するときは解約時、一部支払いをするときは一部支払い時)に預入日から最長預入期限(解約する時は解約日。ただし、最長預入期限以後に解約するときは最長預入期限。一部支払いをするときは一部支払い日)の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(継続後の預金については第13条第2項の利率。)によって6か月複利の方法で計算します。</p> <p>なお、一部支払いをするときのこの預金の利息は、一部支払いをする元金部分について計算します。</p> <p>① 6か月以上1年未満 ② 1年以上2年未満 ③ 2年以上3年未満 ④ 3年以上4年未満 ⑤ 4年以上5年未満 ⑥ 5年</p> <p>ただし、この預金の預入日において当金庫がこの預金について金額階層ごとに約定利率を設けている場合は、一部支払い後の預金残金が該当する金額階層の約定利率(この約定利率は、預入日に定めた利率とします。)を適用します。</p> <p>(2)継続後の預金についても第1項と同様の方法によります。</p> <p>(6)この預金を第3条第1項により満期日前に解約する場合および、第3条第3項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p>	<p>参照する条項の誤表記訂正</p> <p>表記の統一</p> <p>表記の統一</p>
<p><b>16. (規定の変更)</b></p> <p>(2)前項による変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p>	<p><b>16. (規定の変更)</b></p> <p>(2)前項による変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p>	<p>脱字追加</p>

以上

《定期積金(スーパー積金)規定》

改正前	改正後	備考
<p><b>5. (反社会的勢力との取引拒絶)</b></p> <p>この積金は、第9条第2項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEからのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第9条3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの積金の契約をお断りするものとします。</p>	<p><b>5. (反社会的勢力との取引拒絶)</b></p> <p>この積金は、第9条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第9条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの積金の契約をお断りするものとします。</p>	<p>参照する条項の誤表記訂正 誤植訂正</p>
<p><b>6. (給付補填金等の計算)</b></p> <p>(2)約定どおり払込みが行われなかったときは、つぎにより利息相当額を計算します。</p> <p>① ……略……</p> <p>② この積金を第9条1項により満期日前に解約する場合および、第9条3項の規定により解約する場合には、払込日から解約日の前日までの期間について、つぎの③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。</p> <p>③ ……略……</p> <p>④ ……略……</p>	<p><b>6. (給付補填金等の計算)</b></p> <p>(2)約定どおり払込みが行われなかったときは、つぎにより利息相当額を計算します。</p> <p>① ……略……</p> <p>② この積金を第9条第1項により満期日前に解約する場合および、第9条第3項の規定により解約する場合には、払込日から解約日の前日までの期間について、つぎの③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。</p> <p>③ ……略……</p> <p>④ ……略……</p>	<p>表記の統一 誤記訂正</p>
<p><b>9. (解約)</b></p> <p>(1)この積金は当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。</p> <p>(3)次の各号の一にでも該当し、この積金を継続することが不適切である場合には、当金庫は積金契約者に通知することによりこの積金を解約することができるものとします。</p> <p>① 積金契約者が契約申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>② 積金契約者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 A. ……略…… F. その他前各号に準ずる者</p> <p>③ 積金契約者が、自らまたは第三者を利用して、次の各号に該当する行為をした場合 A. ……略…… E. その他前各号に準ずる行為</p> <p><u>(4)前項によりこの積金が解約され掛金残高がある場合、所定の受取欄(当金庫所定の払戻請求書)に届出の印章により、記名押印してこの通帳とともに当店に提出してください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出を求められます。</u></p> <p><u>(5)前2項の解約手続に加え、当該積金の解約手続を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求められます。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約手続を行いません。</u></p>	<p><b>9. (解約)</b></p> <p>(1)この積金は当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。</p> <p>(3)次の各号の一にでも該当し、この積金を継続することが不適切である場合には、当金庫は積金契約者に通知することによりこの積金を解約することができるものとします。</p> <p>① 積金契約者が契約申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>② 積金契約者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 A. ……略…… F. その他前記AからEに準ずる者</p> <p>③ 積金契約者が、自らまたは第三者を利用して、次の<u>いずれか</u>に該当する行為をした場合 A. ……略…… E. その他前記AからDに準ずる行為</p> <p>削除</p> <p><u>(4)第2項の解約手続に加え、当該積金の解約手続を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求められます。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約手続を行いません。</u></p>	<p>誤記訂正 表記修正  無効な条項であり削除  参照する条項の誤表記訂正 (項番繰上)</p>
<p><b>10. (満期自動解約処理)</b></p> <p>第9条2項の規定にかかわらず、この積金のうち証書に満期自動解約の取扱いの記載があるものについては、当初満期日の前日までにすべての掛金の払込が完了しており、かつ、その他当金庫所定の要件を満たす場合には、次のとおり取扱います。</p>	<p><b>10. (満期自動解約処理)</b></p> <p>第9条第2項の規定にかかわらず、この積金のうち証書に満期自動解約の取扱いの記載があるものについては、当初満期日の前日までにすべての掛金の払込が完了しており、かつ、その他当金庫所定の要件を満たす場合には、次のとおり取扱います。</p>	<p>表記の統一</p>
<p><b>12. (成年後見人等の届出)</b></p> <p>(1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、積金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当店に届け出てください。</p> <p>(3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。</p> <p>(4)前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。</p> <p>(5)前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>	<p><b>12. (成年後見人等の届出)</b></p> <p>(1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、積金契約者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当店に届け出てください。</p> <p>(3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。</p> <p>(4)前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。</p> <p>(5)前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>	<p>誤記訂正  表記修正  同上  同上</p>

《定期積金(スーパー積金)規定》

改正前	改正後	備考
<p><b>14. (盗難証書(通帳)を用いた解約による払戻し等)</b></p> <p>(3)前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、証書(通帳)が盗取された日(証書(通帳)が盗取された日が明らかでないときは、盗取された証書(通帳)を用いて行われた不正な解約による払戻しが行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。</p>	<p><b>14. (盗難証書(通帳)を用いた解約による払戻し等)</b></p> <p>(3)前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、証書(通帳)が盗取された日(証書(通帳)が盗取された日が明らかでないときは、盗取された証書(通帳)を用いて行われた不正な解約による払戻しが行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。</p>	<p>表記修正</p>
<p><b>16. (保険事故発生時における積金契約者からの相殺)</b></p> <p>(6)前記(1)により相殺する場合においてこの積金に相殺額を超えた払込金額(残額部分)が発生する場合には、原則として相殺日からこの積金(相殺適用定期積金)の満期日を満期とする定期預金を作成して受け入れます。</p> <p>なお、当該定期預金の適用利率については、この積金(相殺適用定期積金)の約定年利回りに準じた利率とします。</p>	<p><b>16. (保険事故発生時における積金契約者からの相殺)</b></p> <p>(6)第1項により相殺する場合においてこの積金に相殺額を超えた払込金額(残額部分)が発生する場合には、原則として相殺日からこの積金(相殺適用定期積金)の満期日を満期とする定期預金を作成して受け入れます。</p> <p>なお、当該定期預金の適用利率については、この積金(相殺適用定期積金)の約定年利回りに準じた利率とします。</p>	<p>参照する条項の誤表記訂正</p>
<p><b>17. (休眠預金等活用法)</b></p> <p>(1)休眠預金等活用法にかかる資金の移管</p> <p>① 当金庫は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(以下「休眠預金等活用法」といいます。)にもとづき、最終異動日等から10年を経過した預金等を預金保険機構に移管します。</p> <p>(2)休眠預金等活用法にかかる最終異動日等</p> <p>① この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。</p> <p>A. 当金庫ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日</p> <p>B. 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次号で定めるものについて預金に係る債権の行使が期待される日として次号において定める日</p> <p>C. 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が預金者等に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで)に通知が預金者等の意思によらないで返送されたときを除きます。)に限りま</p> <p>D. この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</p> <p>② 第2項第1号Bにおいて、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次のAからCに掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該AからCに掲げる事由に応じ、当該AからCに定める日とします。</p> <p>A. 預入期間、計算期間または償還期間の定めがあること/当該期間の末日(自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日)</p> <p>B. 自動継続扱いの預金で、初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと/当該事由が生じた期間の満期日</p> <p>(a)異動事由(当金庫ウェブサイトにおいて「異動事由」として掲げる事由をいいます。)</p> <p>(b)当金庫が預金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が預金者等に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで)に通知が預金者等の意思によらないで返送されたときを除きます。)に限りま</p> <p>C. この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)の対象となったこと/当該手続が終了した日</p>	<p><b>17. (休眠預金等活用法)</b></p> <p>(1)休眠預金等活用法にかかる資金の移管</p> <p>① 当金庫は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(以下「休眠預金等活用法」といいます。)にもとづき、最終異動日等から10年を経過した積金等を預金保険機構に移管します。</p> <p>(2)休眠預金等活用法にかかる最終異動日等</p> <p>① この積金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。</p> <p>A. 当金庫ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日</p> <p>B. 将来における積金に係る債権の行使が期待される事由として次号で定めるものについて積金に係る債権の行使が期待される日として次号において定める日</p> <p>C. 当金庫が積金契約者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が積金契約者等に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで)に通知が積金契約者等の意思によらないで返送されたときを除きます。)に限りま</p> <p>D. この積金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める積金等に該当することとなった日</p> <p>② 第2項第1号Bにおいて、将来における積金に係る債権の行使が期待される事由とは、次のAからCに掲げる事由のみをいうものとし、積金に係る債権の行使が期待される日とは、当該AからCに掲げる事由に応じ、当該AからCに定める日とします。</p> <p>A. 預入期間、計算期間または償還期間の定めがあること/当該期間の末日(自動継続扱いの積金にあっては、初回満期日)</p> <p>B. 自動継続扱いの積金で、初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと/当該事由が生じた期間の満期日</p> <p>(a)異動事由(当金庫ウェブサイトにおいて「異動事由」として掲げる事由をいいます。)</p> <p>(b)当金庫が積金契約者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が積金契約者等に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで)に通知が積金契約者等の意思によらないで返送されたときを除きます。)に限りま</p> <p>C. この積金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)の対象となったこと/当該手続が終了した日</p>	<p>誤記訂正</p> <p>誤記訂正</p>

《定期積金(スーパー積金)規定》

改正前	改正後	備考
<p>(3) 休眠預金等代替金に関する取扱い</p> <p>① この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金にかかる債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。</p> <p>② 前号の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者等は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>③ 預金者等は、第3項第1号の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。</p> <p>A. この預金について、振込、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当金庫からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの(利子の支払に係るものを除きます。)が生じたこと</p> <p>B. この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと(当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限りです。)</p> <p>C. この預金に係る休眠預金等代替金の支払いを目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)が行われたこと</p> <p>D. この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと</p> <p>④ 当金庫は、次のAからCに掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項第3号による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。</p> <p>A. 当金庫がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること</p> <p>B. この預金について、第3項第3号Bに掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること</p> <p>C. Bにもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと</p>	<p>(3) 休眠預金等代替金に関する取扱い</p> <p>① この積金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの積金にかかる債権は消滅し、積金契約者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。</p> <p>② 前号の場合、積金契約者等は、当金庫を通じてこの積金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、積金契約者等は、当金庫に対して有していた積金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>③ 積金契約者等は、第3項第1号の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。</p> <p>A. この積金について、振込、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当金庫からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの(利子の支払に係るものを除きます。)が生じたこと</p> <p>B. この積金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと(当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限りです。)</p> <p>C. この積金に係る休眠預金等代替金の支払いを目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)が行われたこと</p> <p>D. この積金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと</p> <p>④ 当金庫は、次のAからCに掲げる事由を満たす場合に限り、積金契約者等に代わって第3項第3号による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。</p> <p>A. 当金庫がこの積金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること</p> <p>B. この積金について、第3項第3号Bに掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること</p> <p>C. Bにもとづく取扱いを行う場合には、積金契約者等が当金庫に対して有していた積金債権を取得する方法によって支払うこと</p>	<p>誤記訂正</p>
<p>18. (規定の変更)</p> <p>(2) 前項による変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p>	<p>18. (規定の変更)</p> <p>(2) 前項による変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p>	<p>脱字追加</p>

以上